改正後	改正前					
(使用料) 第6条 前条の許可を受けた者は、許可の際に市長が指定する日までに別表に定める 使用料を納めなければならない。	(使用料) 第6条 前条の許可を受けた者は、許可の際に市長が指定する日までに別表に定める 使用料を納めなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは 使用料を減額し、又は免除することができる。					
(使用料の減免) 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 市又は市の執行機関(市が設置する附属機関を含む。)が主催し、又は共催するとき 全額免除 (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除 (3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額						
(使用料の還付)	(使用料の還付)					
第8条 (略)	第7条 (略)					
(使用の制限)	(使用の制限)					
第9条 (略)	第8条 (略)					
(運営委員会)	(運営委員会)					
第10条 (略)	第9条 (略)					
(職員)	(職員)					
第11条 (略)	第10条 (略)					
(委任)	(委任)					
第12条 (略)	第11条 (略)					

改正後

別表 (第3条及び第6条関係)

施設の名称	基本使用料(単位 円)						
	午前	午後	夜間	午前•午 後	午後·夜 間	全日	
	午前9 時から 正午ま で	午後1時 から午後 4時30分 まで	午後5時 30分から 午後9時 まで	午前9時 から午後 4時30分 まで	午後1時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで	
常設展示場	8, 580	11, 550	13, 610	18, 970	24, 580	31, 350	
人材育成講座 室	3, 380	4, 780	5, 610	7, 830	10,060	12, 950	
和室1	1, 070	1, 400	1, 650	2, 390	2, 970	3, 870	
和室2	1, 070	1, 400	1, 650	2, 390	2, 970	3, 870	
情報資料室	1, 560	2, 220	2, 550	3, 630	4, 620	5, 940	
小研修室	1, 730	2, 390	2, 880	4, 040	5, 110	6, 600	
研修ホール	8, 580	11, 550	13, 610	18, 970	24, 580	31, 350	

改正前

別表(第3条、第6条関係)

基本使用料(単位 円)								
施設の名称		午前	午後	夜間 午前・ 午後		午後・夜間	全日	
		午前9時 から正 午まで	午後1時 から午 後4時30 分まで	午 30分か から午 30 ら午後9 後4時30		午後1時 から午 後9時ま で	午前9時 から午 後9時ま で	
告 犯 屈	使用料	9, 240	13, 200	15, 950	20, 900	28, 380	33, 000	
常設展示場	冷暖房料	2, 200	2, 200	2, 200	4, 400 4, 400		8, 800	
人材育 成講座 室	使用料	3, 410	5, 280	6, 380	8, 250	11, 220	13, 970	
	冷暖房料	1, 100	1, 100	1, 100	2, 200	2, 200	3, 300	
和室研 修 室 (1) 使用料 冷暖房 料	使用料	880	1, 320	1,650	2,090	2, 860	3, 520	
	冷暖房料	550	550	550	1, 100	1, 100	1,650	
和室研修室(2)	使用料	880	1, 320	1,650	2, 090	2, 860	3, 520	
	冷暖房料	550	550	550	1, 100	1, 100	1, 650	
情報資料室	使用料	1, 540	2, 420	2, 860	3, 740	5, 060	6, 270	
	冷暖房	550	550	550	1, 100	1, 100	1,650	

改正後	改正前							
		料						
		使用料	1, 760	2, 640	3, 300	4, 290	5, 720	7, 150
	小研修室	冷暖房料	550	550	550	1, 100	1, 100	1,650
	研修ホール	使用料	9, 240	13, 200	15, 950	20, 900	28, 380	33, 000
		冷暖房料	2, 200	2, 200	2, 200	4, 400	4, 400	8,800

備考

- 1 営利又は営業上の目的で使用する場合は、平日にあっては使用料の1.5倍、 十曜日、日曜日及び休日にあっては2.0倍とする。
- 2 前項以外の目的で土曜日、日曜日及び休日に使用する場合は、使用料の1.5 倍とする。
- 3 前2項の規定による使用料の加算に当たって10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

備考

- 1 営利又は営業上の目的で使用する場合は、平日にあっては使用料の1.5倍、日曜日及び休日にあっては1.7倍とする。
- 2 前項以外の目的で日曜日及び休日に使用する場合は、使用料の1.2倍とする。
- 3 前2項の規定による使用料の加算に当たって10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。